



月報

2

# 缶詰問屋協会

(46.2.8 №50 VOL5)

◇目次◇

1月の行事 ..... 1

◇果実部会 ..... 1

◇たけのこ大型缶規格簡素化説明会 ..... 6

◇果実飲料等の表示に関する公正競争規約について ..... 12

果実飲料等の表示に関する公正競争規約(案) ..... 13

◇缶詰共同宣伝 ..... 19

◇朝日女性教室 ..... 22

◇缶詰業界新年名刺交換会 ..... 22

会 員 消 息 ..... 23

## 全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通 3丁目 8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (273) 9278・9289番

## 1月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
缶詰業界新年名刺交換会	1月 5日	11.30～12.30時	パレスホテル	全缶協5名 農林省担当官 検査協会 21名
たけのこ大型缶規格簡素化説明会	1月20日	13.30～16.00時	日 缶 協	
果 実 部 会	1月23日	13.00～15.00時	北洋商事(株)	

## 2月の行事予定

蔬菜、規格合同部会	2月 8日	10.30～12.30時	北洋商事(株)	
理 事 会	2月 3日	13.30～15.30時	・	

## 果 実 部 会

日 時 昭和46年1月23日 13.00～15.00時

場 所 北 洋 商 事 ( 株 ) 7階会議室

- 議 題
1. 新物みかん缶詰の情報交換に関する件
  2. その他果実缶詰の状況について
  3. そ の 他

### ※ 部会討議の概要

本年初の全缶協の部会開催にあたり、浅井会長から挨拶が行なわれ、議事に入り新物みかん缶詰に関する情報交換が行なわれた。

浅井会長挨拶

「本年初の全缶協部会開催にあたり一言ご挨拶申し上げたい。

昨年は大変ご協力をいただき全缶協の各部会は活発に活動してきた。

今年は特に缶詰の主力である果実部会の活躍によつてよく売れる儲かる缶詰にしたい。私も全力を傾注してその方向に努力したい。どうか相変らずご協力をお願いしたい。本年のみかん缶詰は、われわれの出方次第ではまた苦しむような事態になる。

本年の仕事がうまくいくようみかん缶詰に関して卒直なご意見をいただきよい結果をだしたい。よろしくご審議をお願いしたい。」

### 〔新物みかん缶詰の情報交換〕

先ず野田部会長から原料状況、生産数量等に関して次のような見解が述べられた。

「本年のみかん缶詰は、原料の遅れや、酸味が強く、歩留も悪い、また年内青果相場が予想以上に高いといった種々の条件が重なつて原料価格に影響してきている。

各地の原料状況は、九州は出荷調整を行ない、原料価格は年内37～38円であつたが、現在40～42円。

瀬戸内では、パツカーは37円50銭に決定していたが現実には荷が入らず2～3日前にあらためて42～43円唱えとなつたと聞いており、この地区ではあまり値下りは期待出来ないが、2月中旬頃には弱含むであろう。静岡は西に比べ高かつたが、現在輸出完了を控え、ここにきて値下りし、50円割れムードにある。年内原料価格は地区で差があつたが、このところ東西均衡がとれ製品価格もそう差がないように思う。一方ジュースが100%物の製造がかなり増え、愛媛青果連が1日500トン処理出来、年間4万トンその他広島、山口、静岡の農協系工場で6万トン合計10万トンを加工され、これが缶詰原料の下げを支える恰好になつており、従来

と様子が変わってきている。

年内の内販生産数量

	サイズ	ブロークン	計
西地区	25万	15万	40万
九州	36万5千	22万	28万5千
静岡	28万5千	18万	46万5千
合計	90万	55万	145万

以上製缶筋の数字であるが、昨年の310万函に比べ半分以下にとどまっている。

輸出の受託は1月19日現在306万函で、昨年対比130%で順調に進行している。

これは受託の数字であり、まだ受託していないものがあるので、実際に製造されたものは19日現在、360~370万函になろう。自由枠は43万函位残っている。ことしの輸出は530万函であり、370万函を差引いて、日産の12万函で割ると、あと13日位で輸出向は完了となる。あとは問題の内販向に移つてこよう。

年内サイズ物90万函製造されたと見る裏付けとして、1月9日現在のJAS受検数量は次の通りである。

1/10	2万1千
2/2	3万
4/2	19万
5/4	50万
合計	74万1千函

これは年内の製造分を受検したものであるが、検査が遅れているもの、JASなしのものを考えると年内90万函という数字がうなづける。

そこで私なりに本年の内販みかん缶詰の生産数量を推定すると、

年 内	1 4 5 万
1 月 中	1 5 0 万
2 月 中	1 7 5 万
3 月 中	6 0 万
計	5 3 0 万

という数字になる。これに対し前年実績は

年 内	3 1 0 万
1 月	1 7 5 万
2 月	1 8 0 万
3 月	5 5 万
計	7 2 0 万函

であつた。

先ず私の1月中150万函程度と見た根拠は、1月19日現在の受託306万函から見て1月中の輸出は250万函であろうと推定し、過去3カ年（43年、44年、45年）1月中の生産実績の平均400万函、これに輸出の250万函を差引くと1月中の内販は150万函となる。

2月中の175万函は過去3カ年間の平均280万函に輸出向の残り、105万函を差引いたものである。3月中の60万函は特に根拠がなく、昨年の数字を持つてきたもので、この辺が異論があるところと思う。

蜜柑缶工組の後藤理事長も鹵水銀の問題によつては3月中の生産が進むということを心配している。みかんは年々原料が増えており、生産もキャリオーバーがないように需給に見合ったものでないと大変なことになる。

先きほど会長の挨拶にもあつたが、みかん缶詰がうまくいくかどうかでその年の状況を左右しかねず、お互に生販協力して適正供給数量におさえなければならぬ。

キャリオーバーがどの位あつたか、われわれは当初250万函と見た。多

少過大であつたとして150万函としても、ことし500万函以下におさえなければよほど価格が安くない限り無理である。以上私なりの考えを申しあげたが、あとみなさんから各地の原料状況、生産数量等ご意見を聞かせていただきたい。」

☆ ☆ ☆

以上野田部会長の原料状況、生産予想等に関して見解が述べられたのち、全員部会長と同様意見であり、次のような一致した見解となつた。われわれとしてはあくまでも生販協力して安定供給数に圧えるべきであり、特に2～3月の生産動向には十分注意していかなければならない。

以上の点が確認された。

### 〔事務局報告〕

蜜柑缶工組側の見解、日園連の京浜市場の青果価格等に関して北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「輸出向は1月21日現在で3,361,000函の生産で前年対比130%と順調なスピードで進行し、現在6割方の生産で1月末で輸出は完了すると見ている。

ことしの原料は糖度が低く、ブロークンの発生率が高く、2割程度は見なければならぬといわれ、従つて歩留りは悪く22～23キロ必要だとしている。輸出550万函の割当だが、全量生産は難かしく540万台になろう。ことし試験的にブロークンを輸出向けとして600函(ツナ2K缶)を製造した。一方内販は静岡の計画では170万函であるが、鮎水銀問題の見通し如何では220万函も製造するという可能性もある。九州地区は150万函程度との見方が強い。

本年は全国的に糖度が低く砂糖を多く必要とするが、その砂糖も昨年より

6割高値のキロ61円。蜜柑缶工組では、全缶協においても生産過剰とならないよう協力願いたいということであつた。パツカーの希望としては500万函に压えたいとしている。

日園連の京浜市場青果価格(キロ2円)

	上旬	中旬	下旬
45年11月	104	87	86
12月	87	103	108
46年1月	86	89	

45年下旬108円の日別内訳は

12月21日	114円
" 22日	115"
" 23日	114"
" 24日	111"
" 25日	109"
" 26日	104" (越年)

12月26日以降日園連は6割に出荷制限し、現在キロ80~90円。

前年比	上旬	中旬	下旬
44年12月	92円	102円	103円
45年1月	77円	82円	

今後の傾向としては41年型と見られている。

## たけのこ大型缶規格簡素化説明会

日時 昭和46年1月20日 13.30~16.00時

場 所	日本缶詰協会	会議室
出 席	農林省野菜花き課	三井義博氏
	消費経済課	松月典昭氏
	日本缶詰検査協会	大橋昭範氏

〔全缶協〕

蔬 菜 部 会 長	大橋庄三郎氏
副 部 会 長	萩原弥重氏
規 格 部 会 長	橋田春男氏
専 務 理 事	北田久雄氏
	中沢和雄

〔日缶協〕

簡委員会委員長	志村尚穂氏
専 務 理 事	隅野 勇氏
業 務 課 長	三浦利昭氏
技 術 課 長	渡辺麟太郎氏
	谷口 寛氏

〔日本農産缶工組〕

専 務 理 事	山内正雄氏
---------	-------

## ※ 説明会の概要

日缶協、全缶協では簡缶詰JAS規格簡素化委員会において簡大缶の簡素化を慎重に検討してきたが昨年11月18日、両協会合同会議を開き現行38区分を27区分にする業界(案)を最終的にまとめた。これにより農林省担当官、缶詰検査協会に業界(案)がJAS規格として採用されるよう簡素化の主旨、内容等について説明すべく本説明会を開催したもの。



## 1. 簡素化案説明要旨

たけのこ缶詰をより伸張させるためにはJAS受検を促進させるとともに生産、販売面の合理化を図らなければならないが、それにはまず現在あまりにも煩雑なる規格の簡素化が必要であるとされ検討を重ねてきた。そして最終的にまとめた業界の簡素化(案)は大巾簡素化までには至っていないが業界がJAS受検を行なおうという前向きな姿勢で考えられている案であり、たけのこ缶詰の生産、流通面を近代化するためへの特殊事情を農林省、缶詰検査協会側に説明し、業界(案)でのJAS改正を実現致したい旨強力に要請した。

## 2. たけのこ大型缶JAS受検数量

○ (45年度)の各検査所別受検数

清 水	8.234本
神 戸	190.335 "
門 司	99.087 "
合 計	297.656本

これは45年度5G缶生産量の15%にも達していない。

○ 分類別受検割合

全 形	64.8%	筒	18.8%
傷	6.6%	切	4.2%
割	2.3%	先折	1.7%
先	1.0%		

## 3. 5G缶の生産数量(昭和42年)

○ 分類別比率

全形	96万本	54.3%
割	9 "	5.0 "
先折傷	15 "	8.5 "
モト、クズ	26 "	14.2 "
筒	31 "	18.0 "
合計	177万本	100%

○ 全形の等級、サイズ別比率

1等	27万本
2等	32 "
3等	37 "
L L	17万本
L	23 "
M	21 "
S	14 "
SS、T	21 "
合計	96万本

〔結論〕

業界の簡素化案に関する主旨、経過等の説明を行ない、業界案によるJAS規格の一部改正を要請したが、農林省担当官の見解として次のように述べられ、結論としては本年は現行のJAS規格でいくが業界は積極的にJAS受検を行うべく努力し、そのうえで改正を要望していくことになった。

農林省としては

- (1) たけのこ大型缶のJAS受検率があまりに低く、44年8月告示の新

規格も J A S 受検するための規格であり、それが現実受けないで改正を要望するのはおかしい。この簡素化(案)程度の規格改正を行つたとしても J A S 受検率が大幅に増加するといった保証はなにもない。審議会の諮るためにはみながまず現行規格による J A S 受検を行なつた後に、現行の規格では具合がわるいということであれば筋も通るが、現状では改正の理由にならない。

- (2) 業界(案)による簡素化は表面上は 38 区分を 27 区分にするということであるが、実質的には先折、傷を一緒の規格にしたくらいであり、しかも先折、傷は全体の生産量から見て少なく 8% 程度の数量にとどまっている。生産量の多い全形、筒などの規格をもつと簡素化しなければ本当の意味の簡素化にはならず、この案では現行規格と大差なくむしろ運用面で考慮すればすむような気がする。業界(案)では改正したいという気持は判るにしても理由付けができず、もつと大幅な簡素化(案)を打ち出す必要がある。

以上の点からみて業界(案)を農林規格審議会にはかつたとしても否決される要素が強い。従つて農林省としてはこの業界(案)では審議会に提出することは差し控えたい。

☆

☆

☆

### 〔 たけのこ大型缶の J A S 受検が少ない理由 〕

筒缶製造時期には工場は猫の手も借りたい程のいそがしさとなり、同時に出荷もいそがれる。

検査は日を決めて受検することになつており J A S 受検方法をもつと簡易にしない限り面倒だとして受検せずに出荷する例が多い。またその一番大きな理由としては受検したものとしらないものの価格差がなく、メリット

がないということである。大型缶は業務用であり、開けて小分けされたものが店頭に並ぶわけで消費者にはJAS品であつても判らないという面がある。さらにブランドは工場ブランドが多く問屋ブランドがないといったことも一因と考えられる。問屋側からいえばどの工場の製品ならばJASがなくても安心して買えるといった点も影響しているとみられる。

☆

☆

☆

### 〔全缶協の要望〕

筍缶詰は生販とももつと合理化しなければならず、既にその時期がきている。スノ物は台湾産と競合し合理化によりコストを下げなければ国産ものは台湾ものにつて変わられるおそれがあり、現に販売に苦しんでいる状況である。また規格があまりに煩雑であり、若手では商売が出来ない一方一つ一つ区分けして倉庫におかなければならないため相当のスペースを必要とする。それに対し台湾物は一本の規格であり取扱いやすい。加工用は甘皮だけを剥けばよく、青果向けと二分する必要があるのではないか。サイズも1、2等のみで3等の規格は設けず混合詰でよかろう。新規格になれば当然新値が生れるわけだが、いずれにしても本年は簡素化することが現状困難な状況となつたため従来通りとなつたが、ことしの新物は現行の規格で必ずJAS受検をし、そのうえで来年は一段と簡素化した規格改正をしていくということを筍全国大会の席で徹底されたい。そのためには大会前夜懇談会を開催してメーカー間で徹底させておく必要がある。なお一つの考え方として空缶代にうわのせしておきJAS受検したものに奨励金を出す等の方法もあろう。また検査の面ではある程度許容範囲を広げてもらうことも考えられたい。

福井県では竹林の増植に県から資金を出しているとのことであるが、この

実態を調べたうえで、大会の時に各府県の援助による増植も進められ生産面での啓発が図られていることを報告し、J A S 受検することに合わせて呼びかけてはどうか。

以上のような意見ならびに要望を行なった。

☆ ☆ ☆

### 〔 笹 詰 全 国 大 会 日 程 〕

本年の大会は1月22日、日缶協笹詰委員会を開催して細目を決定するが、開催、月日、場所は次のように予定されている。

月 日 昭和46年3月12日(金)

場 所 京 都 石 長 松 菊 園

なお志村委員長から「笹詰全国大会」といつた生販両者が一同に集まるという会合は他品種の缶詰にはなく、こうした意味からもこの大会を有意義に運営し、日本の缶を育成させていきたいと述べた。

## 果実飲料等の表示に関する 公正競争規約について

1月18日社団法人日本果汁協会、社団法人日本缶詰協会、社団法人全国清涼飲料工業会、日本果汁農業協同組合連合会の申請4団体では、公取委の修正意見に関して最終的な検討を行なった結果、次の通りの最終(案)をまとめた。これは公取委の修正意見を全面的に受け入れたものであり、規約はほとんど訂

正なくそのまま告示されるものと見られる。告示は遅くとも2月中に行なわれ、施行はその8カ月後となる。

ここで一番の問題点は果汁含有率50%以上100%未満のものには、「ジュースドリンク」という名称を当分の間使用しないということを附則にうたっていることであるが、これは1年位様子を見たりえで検討しようということになっている。大手メーカーはすでに改版を行なっており施行日までには旧缶は殆んどなくなると見られているが、中小メーカーは半年の猶予期間内に全部新版に切り換えることは無理なのでこのものについては協議会に届け出れば施行後でも使用を認めようという方針である。

なお、缶詰ジュースは日缶協が窓口であり全缶協は日缶協を通じて連絡をうけることになっている。

## 果実飲料等の表示に関する 公正競争規約（案）

### （目 的）

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定に基づき、果実飲料等の取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、果実飲料業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

### （定 義）

第2条 この規約で「果実飲料等」とは、果汁、果実飲料、ジュース等果実の搾汁を原料とすることを表わす名称を使用する飲料、商品名中に果実の名

称を使用する飲料及び色等によつて果実の搾汁を使用すると印象づける飲料をいう。

但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 「牛乳、加工乳及び乳飲料の表示に関する公正競争規約」及び「合成レモンの表示に関する公正競争規約」の適用を受けるもの
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に規定するはつ酵乳及び乳酸菌飲料
- (3) 酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類
- (4) 粉末飲料

2 この規約で「事業者」とは、果実飲料等を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

（必要的標示事項）

第8条 事業者は、果実飲料等の容器又は包装に次に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める基準に従い、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に標示しなければならない。

(1) 果汁含有率

イ. 10パーセントから100パーセントまでのものについて10パーセントきざみで標示する。但し、果汁含有率の判定は、果実飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 年法律第 号）に基づく果実飲料の日本農林規格に定める基準の検査によつて行なう。

ロ. 果実飲料等の容器又は包装の主要部分に「果汁00%」と標示することとし、「果汁」及び「%」は9ポイント活字以上、数字は14ポイント活字以上の肉太文字で標示する。

ハ. 果汁含有率が5%以上10%未満のものにあつては、規則で定める

基準により「果汁10%未満」と標示する。この場合、その文字の大きさは、14ポイント活字以上の肉太文字とする。

ニ、き釈して飲用に供するものにあつては、当該商品に標示するき釈倍数により、き釈後飲用に供する状態における果汁含有率に応じ、当該果汁含有率をイ及びロ又はハに準じて標示する。

ホ、果汁含有率が5%未満のもの（き釈して飲用に供するものであつて、標示されたき釈倍数により、き釈後飲用に供する状態における果汁含有率が5%未満のものを含む。）又は果汁を含まないものにあつては、果汁を含まない旨を14ポイント活字以上の肉太文字で標示する。但し、着色したものにあつては「合成着色飲料」（合成着色でないものにあつては「着色飲料」と、香料のみを使用したものにあつては「香料使用」と14ポイント活字以上の肉太文字で標示することができる。

## (2) 原材料の名称

原材料の名称を使用量の多いものから順次標示する。

但し、印刷びんによるびん詰にあつては、果実の種類名を除く原材料の標示は、省略することができる。

## (3) 食品添加物

食品衛生法の標示基準による。

## (4) 事業者の氏名又は名称及び住所食品衛生法の標示基準による。

## (5) 製造年月日

食品衛生法の標示基準による。

## (6) 内容量

計量法（昭和 年法律第 号）の標示基準による。

2 前項各号に掲げる事項は、印刷びんによるびん詰については、同項の規定にかかわらず、王冠又は紙せんに標示することができる。この場合にお



いて、次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げる大きさの文字で標示し、その他の事項は、5.5ポイント活字以上の大きさの文字で標示するものとする。

(1) 果汁含有率等の標示

果汁含有率の数字の大きさは、14ポイント活字以上の肉太文字

(2) 「果汁10%未満」又は果汁を含まない旨若しくは「合成着色飲料」若しくは「着色飲料」の標示。但し、次号の場合を除く。9ポイント活字以上の肉太文字

(3) 「香料使用」の標示

7.5ポイント活字以上の肉太文字

3 果汁含有率が5%未満のもの印刷びんによるびん詰であつて、当該びんに果実の名称を使用する商品名を標示するものについては、第1項第1号ホの事項は、前項の規定にかかわらず、当該びんの商品名の標示に併記して14ポイント活字以上の肉太の文字で標示しなければならない。

(特定の必要標示事項)

第4条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の標示事項又は標示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第5条 事業者は、果実飲料等の取引に関し、容器、包装、説明書、パンフレット、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等による標示又は広告により次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1) 果汁含有率50%以上100%未満のものにあつては、果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵

(2) 果汁含有率5%以上50%未満のものにあつては、果実の搾汁そのままのもの又はそれが主原料であると誤認されるような説明文、その他の

文言、絵

- (3) 果汁含有率が5%未満のものにあつては、果実の搾汁を使用している  
と誤認されるような説明文、その他の文言、絵
- 2 果汁含有率10%のもの以外のものについては、その商品名又は説明  
文等にジュースの名称を使用してはならない。
- 3 果汁含有率50%以上のもの以外のものについては、その商品名又は説  
明文等にジュースドリンクの名称を使用してはならない。
- 4 事業者は、果実飲料等の容器、包装、説明書、パンフレット、ポスター  
看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等による標示又は広告により当  
該商品の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利である  
と誤認されるような表示をしてはならない。
- 5 事業者は、果実飲料等の取引に関し、容器、包装、説明書、パンフレッ  
ト、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等による標示又  
は広告により他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示をし  
てはならない。
- 6 事業者は、他の事業者の商標を標示した容器、包装を使用してはならな  
い。

(果実飲料公正取引協議会の設置)

第6条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、その事業者の団体又は  
容器製造業者の団体をもつて構成する。

(公正取引協議会の事業)

第7条 公正取引協議会は次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 関係官庁との連絡に関すること。
- (6) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行なう。

- 2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、又は3万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分することができる。

(違反に対する措置)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なった事業者に対し、当該違反行為を排除するために、必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行なってはならない旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、第8条第3項及び前2項の規定により、警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときはその旨を遅滞なく、公正取引委員会に報告するものとする。

## ( 施行規則 )

第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

### 附 則

1 この規約は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 果実飲料等のうち、この規約の施行の際、事業者が現に手持する包装資材（印刷缶を除く。）を使用して規則で定める日前に製造したもの又は規則で定める日前に製造した印刷缶を使用して製造したものについては、第3条の規定は、適用しない。

但し、ジュースの名称を使用しているものにあつては、規則で定める基準により果汁の含有率を標示しなければならない。

3 果実飲料等の容器のうち印刷びんであつて、この規約の施行の際、事業者が現に使用中のものについては、第3条第3項及び第5条第2項の規定は、適用しない。

4 果汁含有率50%以上のものであつても、ジュースドリンクの名称は第5条第3項の規定にかかわらず当分の間使用しない。

5 第6条及び第7条の規定は、公正取引委員会の認定のあつた日から施行する。

## 缶詰共同宣伝

昭和45年7月～12月末迄に実施した缶詰料理講習会関係の共同宣伝は次の

ように展開された。

### ○ 日本栄養士会

これは栄養士を対象にした研修会（リーダー講習）で、各県1回を原則として開催し、9県10回延べ710人であったが、これからこの研修会に参加した栄養士が講師となり、各地の保健所で伝達講習会（末端）を開くわけで、従って参加人員も大巾増加が見込まれ、今後400回開催される予定である。

### ○ 関東企業体

大手会社の生活指導員が講師となりその社宅の主婦を対象に開催、3県16回642人。

### ○ 主婦連合会

同会副会長中村紀伊先生が中心となり、36回にわたり料理講習会が開かれた。場所はいずれも東京四ツ谷の主婦会館。延べ受講人員は1,840人。

### ○ 消費科学連合会

消費科学連合会主催の開缶研究会で、神戸および東京で2回つづき4回開催した。参加人員は240人。

### ○ 全国農業中央会

各県に同会の支部があり各農協に所属する栄養士を対象にした研修会で各県1回を原則として開催したが、東京、福島、神奈川は、その地区の要望により農協単位の開催となつた。17県30回1,181人。今後石川県、岡山県での開催を予定している。

この中央会関係での末端講習会は行なわない。

○ 指導者グループ懇談

東京、新潟で各1回。計2回130人。

東京は関東企業体の生活指導員と懇談

新潟は、高田トシ氏等の有名人で組織している野火の会メンバーによる缶詰パーティー。

○ 各大学

東京農大、服部料理専門学校のセミナーを利用したもので、5県52回  
3,506人。

○ 朝日女性教室

10県21回。受講人員3,200人

○ 栄養改善普及会

同会に所属するメンバーにより実施した料理講習会であるが、同会による料理講習会の予定は一応全部終了した。18県98回。受講人員延べ  
2,176人。

## 朝日女性教室

( 1 月 行 事 )

月日	会 場	1.00～2.00時	2.00～3.00時
1/18 (月)	千葉県 鴨川町横渚500 鴨川小学校	主婦も体操を 池田敬子 (体操家)	寒いときのおそうざい 筒井載子 (料理研究家)
1/19 (火)	伊勢崎市平和町 27-32 中央公民館	かわつていく 日本人の生活 入江徳郎 (テレビニュースキャスター)	寒いときのおそうざい 黒子千重子 (淑徳短大助教授)
1/20 (水)	横浜市金沢区泥亀 78-4 横浜銀行金沢支店	食生活を考えよう 笹本浩 (慶応大学教授)	寒いときのおそうざい 榊 叔子 (料理研究家)
1/22 (金)	日立市宮田町 3-4-7 農協会館	これからの家事 田伏中子 (家事評論家)	寒いときのおそうざい 樽 健治 (服部学園調理主任)

1月19日、伊勢崎市中央公民館で開催の朝日女性教室には、北田専務理事が出席した。

## 伍詰業界新年名刺交換会

日 時 昭和46年1月5日 11.30～12.30時

場 所 バレスホテル（ローズルーム）

千代田区丸の内1の1の1

主催団体 日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、日本缶詰輸出組合、日本缶詰検査協会、日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合、日本鮪缶詰輸出水産業組合、日本水産缶詰輸出水産業組合、日本蜜柑缶詰工業組合、日本農産缶詰工業組合、日本ジャム工業組合、日本水産缶詰工業協同組合、日本食肉缶詰工業協同組合、

☆ ☆ ☆

恒例の缶詰業界団体主催による缶詰業界新年名刺交換会は、関係官庁、業界関係者約500名集まり、盛大に開かれた。この日業界各団体を代表して次の各氏が年頭の挨拶を行なった。

日本缶詰協会会長田上東稲氏、全国缶詰問屋協会会長浅井二郎氏、農林省農林経済局企業流通部長森整治氏、なお出席者全員に健康を祈つての乾杯の音頭は三井物産(株)常務取締役後藤達郎氏、業界の発展を祈願しての万才三唱は日本製缶協会会長高碓芳郎氏の発声により、盛大に新年の賀詞の交換が行なわれた。

## 会 員 消 息

### 〔社名変更および役員変更〕

※ 株式会社国分商店は、46年1月1日から国分株式会社と社名を変更し、同時に取締役会において、下記の通り取締役の新分担を決定した。



社名	国分株式会社	
代表取締役会長		国分 勸兵衛 氏
代表取締役副会長		国分 豊之助 氏
代表取締役社長		国分 貴一 氏
常務取締役		富永 喜三 氏
常務取締役	営業本部長	竹内 治雄 氏
取締役	總務部長	中井 辰吉 氏
取締役	横浜支店長	山本 新三郎 氏
取締役	経営センター所長 人事部長	国分 道夫 氏
取締役		古沢 昇 氏 (非常勤)
取締役		川口 茂雄 氏 (非常勤)
取締役		八巻 信吾 氏 (非常勤)
取締役		中世古 繁藏 氏 (非常勤)
常任監査役		市村 安夫 氏
監査役		松本 多郎兵衛 氏

なお、国分㈱の社名変更。社長就任披露パーティーを、1月21日東京・日比谷の帝国ホテル2階孔雀東の間で、食品・酒類業界のトップ、関係官庁、銀行関係者など総勢約600名を招き、盛大に開催した。

### 〔会社合併新会社設立〕

※ 株式会社萬栄本店、室町産業株式会社(食品部)、株式会社長井藤商店(東京営業所)の3社は、三井物産株式会社が設立した「物産食品販売株式会社」に統合してその系列問屋として、2月1日より新発足することになった。

社名 物産食品販売株式会社

住 所 東京都台東区鳥越2丁目12番11号

役 員

会 長 佐 藤 寅之助 氏 (元 萬栄本店社長)  
社 長 小 松 俊 彦 氏 (元 専務)  
常 務 山 田 忠 信 氏 (元 室町産業常務)  
取締役 藤 井 谷之助 氏 (元 長井藤取締役  
東京営業所長)  
取締役 佐 藤 梅 家 氏 (元 室町産業取締役)  
取締役 佐 藤 博 氏 (元 萬栄本店常務)  
取締役 岡 崎 賢 吉 氏 (三井物産食品部長)  
取締役 伊 藤 栄 蔵 氏 (ヤマムロ 社 長)  
監査役 並 木 義 夫 氏 (三井物産 検査役)

#### [ 配送センター竣工 ]

※ 北洋商事(株)ではかねてから、埼玉県蕨市に配送センターを建設中であったが、このほど竣工となり、これを記念して1月26日同所において取引先、業界関係者を約600名招待して落成披露パーティーを盛大に開催した。

北洋商事(株)蕨配送センター

所在地 埼玉県蕨市錦町1丁目11番11号

収容能力は、商品の保管10万 $\text{C/S}$  冷蔵庫 $-25^{\circ}\text{C}$  106トン  
定温室  $\pm 5^{\circ}\text{C}$  45トンで、種々の近代的設備が完備されている。

#### [ 社名変更 ]

※ (株)山本商店(静岡市幸町43番地 社長 山本茂次氏)では、1月1日より社名を下記の通り変更した。

新社名 株式会社 山 本

〔 本社移転 〕

※ (株)湊屋商店(名古屋市東区柳川町3-66 社長 佐藤君治氏)では、本社を下記に移転した。

新住所 名古屋市熱田区柳川町4-6

〔 住居表示変更 〕

※ 池田商事(株)(東京都中央区新富町1丁目4番地 社長 池田正博氏)の住所が、1月1日から住居表示の実施により下記に変更となった。

新住所名 東京都中央区新富1丁目3番16号

